

# みんなで作ろう～まちの基本ルール 自治基本条例

今年3月から「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち」を目指すべき将来像とした第1次総合計画がスタートしています。

平成16年に策定された新市建設計画、さらに市民の皆さんの手で定められた新たな総合計画をふまえ、市民と行政との協働によってまちをつくり、運営していくための基本的なルールとなる「自治基本条例」を市民の皆さんといっしょにつくっていきます。



## 自治基本条例とは

自治基本条例は、まちづくりの基本理念と行政運営の基本原則を定めるとともに、市民と行政の役割や責務を文章化したものです。

自治体単位で物事を考えたり決めたりする場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのか。このことが自治の基本的で重要な原則であり、自治基本条例はまちづくりを進めるための「自治体の憲法」といえる条例です。

自治基本条例は、平成13年に二セコ町で制定された「まちづくり基本条例」がきっかけになり全国的に制定運動が広がっています。内容は自治体によって多少異なりますが、市民・行政・議会との関係や役割、市民参加と協働のための仕組み、自治体運営の規範としての位置づけなどが、基本的な骨組みとして規定されています。

## 名寄の自治基本条例は

市は、自治基本条例の基本的な骨組みに加え、名寄の特性を踏まえたまちづくりのあり方を条例の中に盛り込んでいくことを目指しています。

具体的には、「市民が主役」であることを市民の皆さんも行政も再認識し、旧風連町・旧名寄市で培ってきたこれまでのまちづくりの仕組みを基礎に、これからの協働のまちづくりを進める役割を担うものです。このために15人程度の市民の皆さんによる懇話会を設置して、条例のあり方について検討していきます。さらに市民の皆さんのご意見を広報なよるやホームページなどで募集するほか、講演会などの開催を予定しています。

## 懇話会に参加する 皆さんを募集します！

名寄市の自治基本条例について話し合っていたく懇話会の参加者を募集します。

応募資格 市内に在住または通勤・通学している方（満年齢18歳以上で、専門的な知識は必要ありません）

募集人数 5人

活動時間 原則として、平日の夜に会議を行います。

応募方法

11月21日(水)までに「自治基本条例市民懇話会委員公募」と明記のうえ、住所・氏名・年齢・電話番号を記入して、ハガキ、封書、電子メールでご応募ください。また、電話、FAXでの応募も受け付けます。

申し込み・問い合わせ

総務部地域振興課地域自治係  
郵便番号 096 8686

名寄市大通南1丁目1番地

01654 2111

(内線3313)

01654 5644

E-MAIL

ny-shinkou@city.nayoro.lg.jp